

浜松市建設工事の中間前金払に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市建設工事執行規則（以下「規則」という。）第45条第2項の規定による建設工事に要する経費の前金払に追加してする前金払（以下「中間前金払」という。）の取扱について、必要な事項を定めるものとする。

(中間前金払の対象)

第2条 中間前金払は、規則第45条第1項の規定により前金払を行った建設工事のうち、次に掲げる要件を全て満たす建設工事を対象とする。

- (1) 浜松市低入札価格取扱要領（平成12年3月24日施行）第6条第1項に規定する調査を行った建設工事でないこと。
- (2) 中間前金払の申請時に規則第48条第1項に規定する部分払の支払を行った建設工事でないこと。
- (3) 債権譲渡の申請が行われている建設工事でないこと。

(契約説明書への記載)

第3条 中間前金払をしない建設工事は、契約説明書にその旨を明記する。

(中間前金払の要件)

第4条 中間前金払は、次に掲げる要件を全て満たしている場合に行うものとする。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表（規則第19条第1項に規定する工程表をいう。以下同じ）により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該建設工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該建設工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

2 債務負担行為又は継続費（以下「債務負担行為等」という。）に係る契約においては、前項中「工期」とあるのは「当該会計年度の建設工事実施期間」と、「工程表により工期の2分の1を経過」とあるのは「工程表により当該会計年度の建設工事実施期間の2分の1を経過」と、「既に行われた当該建設工事」とあるのは「既に行われた当該会計年度の建設工事」と、「請負代金額」とあるのは「当該会計年度における年割額」と読み替えて同項を準用するものとする。

(中間前金払の割合等)

第5条 中間前金払の額は、請負代金額の10分の2を超えない額とし、1万円未満の端数は切り捨てるものとする。ただし、前金払と中間前金払の合計金額は、請負代金額の10分の6以内の額とする。

2 債務負担行為等の2年以上にわたる契約における中間前金払は、当該債務負担行為等の各年度の年割額に相当する部分の建設工事の金額に対してすることができる。

(中間前金払の申請等)

第6条 中間前金払を受けようとする者(以下「受注者」という。)は、中間前金払の認定申請書(様式第1号)に、工程表の写し(出来高部分を赤字等で追加記入したもの)及び工事履歴月別報告書(様式第2号)を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の認定請求書が提出されたときは、第4条第1項各号の要件を満たしているか否かを10日以内に調査し、その結果が妥当と認められる場合は、認定書(様式第3号)により、受注者へ通知するものとする。

3 前項の認定を受けた受注者は、中間前金払申請書(様式第4号)に保証事業会社の保証書を添えて市長に提出しなければならない。

4 中間前金払は、中間前金払申請書を受理してから14日以内に行うものとする。

(中間前金払の額の変更)

第7条 市長は、中間前金払を行った後、契約内容の変更により請負代金額に著しい増額が生じたときは、変更後の中間前金払の額に相当する額から既に支払った中間前金払の額を差し引いた金額以内の中間前金払の額を追加して支払うことができる。この場合において、中間前金払の申請及び支払の方法は、前条の規定を準用する。

2 中間前金払を受けた者は、変更後の請負代金額が当初の請負代金額より著しく減額した場合において、受領済の前金払の額及び中間前金払の額が、減額後の請負代金額の10分の6を超えるときは、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。

3 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金及び中間前払金の使用状況からみて、著しく不相当であると認められるときは、市長と中間前金払を受けた者とが協議して、返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から7日以内に協議が整わない場合は、市長が定め中間前金払を受けた者に通知する。

4 中間前金払を受けた者が第2項に規定する期間内に同項の超過額又は前項の返還すべき超過額の全額を返還しなかったときは、その未返還額につき、第2項に規定する期間を経過した日から返還をする日までの日数に応じ、年2.8パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(中間前払金の使途制限)

第8条 中間前払金は、当該建設工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料又は購入費(当該建設工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料以外の支払いに充当してはならない。

(解除に伴う措置)

第9条 中間前払金が未完済で竣工の見込みのない工事について契約を解除する場合は、中間前払金の全部又は一部を返還させるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めのあるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の浜松市建設工事の中間前金払に関する取扱要領の規定は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に締結する工事の請負契約について適用し、施行日前に締結した工事の請負契約については、なお従前の例による。